

# 平成30年北海道胆振東部地震災害に対する支援を求める要望意見書

このたびの平成30年北海道胆振東部地震災害の発生に対し、いち早く対応していただき、停電からの回復や予備費を災害対策に多く回していただきましたことは、地元住民を代表して心から御礼を申し上げます。

しかし、東胆振で定住自立圏形成協定を締結している1市4町にとりまして、地震の爪跡は深く、今後の復旧活動も多難が予想されます。

よって、国及び関係機関におかれましては、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望いたします。

## 記

- 1 被災自治体において生じる応急対応や被災者の救援、復旧・復興対策等に関し、切れ目のない人的・財政的支援を行うこと。
- 2 かかる経費については、被災自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、国において、国庫補助負担金や地方財政措置等により必要かつ十分な財政支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、  
総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、  
衆議院議長、参議院議長、北海道知事